

1. 一時避難所について

一時避難所は、延焼火災や地震、大規模停電、悪天候による交通マヒなどから一時的に身を守るために避難する場所のことをいいます。町では、はなやか小清水も一時避難所に指定しており、いつでも逃げ込むことができる場所となるように、新庁舎や駐車場を整備します。

なお、一時避難所は、一時的に避難者を受け入れるための場所であるため、避難生活をする避難所（指定避難所：愛ホール）とは目的や機能を区別しています。

また、避難所は、災害対策本部の判断で開設されるのに対して、一時避難所は、危険を感じた際にいつでも逃げ込むことができる場所であることが求められるため、開設時間は庁舎内を、深夜や早朝の時間帯は駐車場を受け入れ場所として整備を進めています。

避難所は、地震などの突発的な災害時には、準備を進めながら速やかに開設します。風水害などある程度予測できる自然災害時には、事前に準備を進めます。そのため、避難所が準備できるまでの一時避難所での滞在時間は、24時間程度と想定しています。

2. 一時避難所に求められる機能について

種類	災害対策本部設置基準	避難者数	滞在時間	必要な対応
風水害	特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪）	200	12時間	休憩場所、充電、飲料水、食事
	河川の氾濫により、1～3区の86世帯が床上浸水したと想定 86世帯×2.3人			
雪害	特別警報（暴風雪、大雪）	40	24時間	就寝場所、充電、飲料水、食事
	国道391号の通行止めにより、バス1台（40人）が立ち往生したと想定			
地震（津波）	震度6以上、大津波警報	300	24時間	就寝場所、充電、飲料水、食事
	地震により133世帯の住宅が全壊したと想定 133世帯×2.3人			
火山	噴火警報	—	—	
冷害	冷被害が発生したとき	—	—	

※ にぎわいゾーンのランドリー、シャワー室については、一時避難所への避難者に限らず、全ての被災者が利用することを想定しています。